平成２７年（フ）第４１号
大阪府寝屋川市三井が丘３丁目５番７―405号
債務者　古賀　亮一（旧姓勝田）
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７６号
大阪府寝屋川市国松町14番１―230号
債務者　西本　紀子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５４号
大阪府八尾市若草町１番２―603号、前住所大阪府八尾市安中町１丁目３番28号　羽田方
債務者　清水　ミヨ（旧姓羽田）
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８０号
奈良県橿原市石原田町336番地の１　シェトワ西谷103
債務者　岡本　　守
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
奈良県香芝市五位堂５丁目22　メゾン・ド・シャルム３階301号室、住民票上の住所大阪府阪南市鳥取中247番地の１
債務者　**藤**本　佳久
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第３号
三重県伊勢市宇治浦田３丁目38番９号
債務者　松島　　絢
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第８６号
島根県大田市大田町大田ハ118番地
債務者　小谷　　浩
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第１６６号
千葉県銚子市犬吠埼10222番地　市営住宅45号
債務者　川口たつ子（旧姓高石）
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１７３号
千葉県山武市木原2567―10、住民票上の住所千葉県香取郡神崎町植房325番地
債務者　関　　辰一
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１７７号
千葉県山武郡横芝光町栗山4225番地３
債務者　鈴木　伸明（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第３６４号
沖縄県糸満市西崎２丁目５番４―102号　県営西崎団地
債務者　上原　民子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第５３２９号
大阪府摂津市鳥飼新町２丁目16番12号
債務者　高山　瑞恵（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３６８号
大阪府東大阪市稲田上町１丁目３番28―1108号
債務者　平田　裕二
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１７号
愛知県豊橋市杉山町字七股池１番地13、従前の住所浜松市中区新津町40番地の１サンポートハイツ205
債務者　春田八重子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第２１８号
愛知県豊川市金屋本町４丁目12番地
債務者　五反　健二
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２号
愛知県豊橋市草間町字郷裏61番地の２
債務者　遠藤　佳秀
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第５３５９号
大阪市旭区大宮５丁目４番27号　パレ城北602号
債務者　清野　法子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部